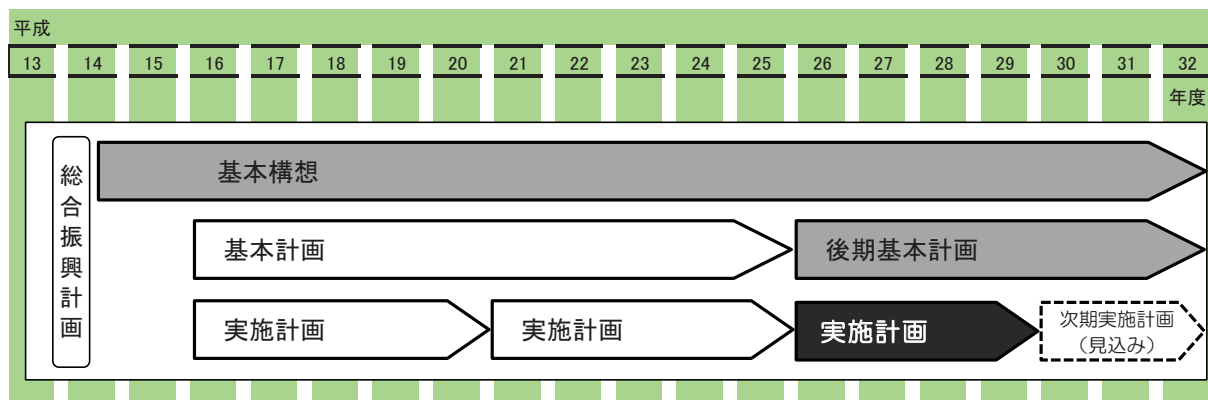


第1編 後期基本計画実施計画の策定に当たって

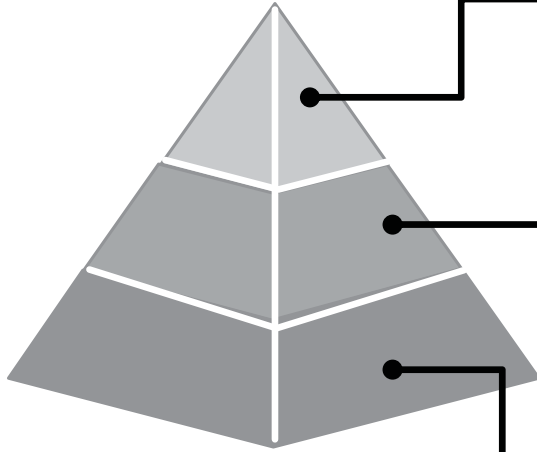
第1章 後期基本計画実施計画の目的と期間

- 本市は、平成13（2001）年5月1日に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により誕生し、さいたま市総合振興計画（基本構想・基本計画・実施計画）を基礎として、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。この総合振興計画のうち、基本計画及び実施計画が平成25（2013）年度をもって計画期間が満了となりました。
- そこで、基本計画については、平成26（2014）年度から基本構想の目標年次である平成32（2020）年度までの7年間を計画期間とする「後期基本計画」を、議会の議決を経て、平成25（2013）年12月に策定しました。
- この後期基本計画実施計画は、基本構想に示す本市の将来都市像の実現を目指し、後期基本計画に定めた各行政分野における施策を展開するための主要な事業を掲げ、各事業を計画的かつ効果的、効率的に推進することを目的として策定するものです。
- 後期基本計画実施計画の計画期間は平成26（2014）年度から平成29（2017）年度までの4年間とします。
- また、計画期間にあっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

<総合振興計画の計画期間>



総合振興計画



【基本構想】

まちづくりの基本的な理念、目指すべき将来都市像や行政施策の大綱を示すもの。目標年次は平成32（2020）年度。

【基本計画】

基本構想に基づき、各行政分野における施策を総合的、体系的に示すもの。計画期間は平成26（2014）年度～平成32（2020）年度までの7年間。

【実施計画】

基本計画に定められた施策を展開するため、個別の具体的な事業を定めるもの。計画期間は平成26（2014）年度～平成29（2017）年度までの4年間。

総合振興計画を上位計画として策定

※基本計画(施策)の具体化、
実施計画(事業)の補完など

個別計画

（各部局で策定される主な個別計画）

- ・さいたま市環境基本計画
- ・さいたま市緑の基本計画
- ・さいたま市第2期保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕
- ・さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・さいたま子ども・青少年希望(ゆめ)プラン（次世代育成支援対策行動計画(後期)）
- ・さいたま市教育総合ビジョン
- ・さいたま市スポーツ振興まちづくり計画
- ・さいたま市都市計画マスタープラン
- ・さいたま市産業振興ビジョン
- ・さいたま市地域防災計画
- ・さいたま市住生活基本計画
- ・第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン
- ・第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画
- ・さいたま市ヘルスプラン21(第2次)
- ・さいたま市障害者総合支援計画
- ・第2次さいたま市生涯学習推進計画
- ・さいたま市文化芸術都市創造計画
- ・さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画
- ・さいたま市観光振興ビジョン
- ・第9次さいたま市交通安全計画
- ・「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針
- ・さいたま市国際化推進基本計画

第2章 後期基本計画実施計画の構成

- 実施計画は、基本構想及び後期基本計画に込められた多くの市民の思いを具現化する計画となるよう、後期基本計画の趣旨に沿って構成を組み立て、次の3編で構成します。

◆計画の構成

基本構想

1 目的と期間

2 都市づくりの基本理念

- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

3 将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

4 施策展開の方向

- (1) 安らぎと潤いある環境を守り育てる
- (2) 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる
- (3) 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
- (4) 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる
- (5) 産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める
- (6) 安全を確保し、市民生活を支える
- (7) 理解を深め合い、多彩な交流を広げる

5 実現に向けて

- (1) 市民と行政の協働による都市づくり
- (2) 効果的で効率的な行財政運営による都市づくり
- (3) さいたま市らしさを生み出す都市づくり

後期基本計画

第1部 後期基本計画の策定に当たって

- 第1章 策定の趣旨
- 第2章 時代潮流
- 第3章 主要指標から見たさいたま市の状況
- 第4章 市民意識調査から見たさいたま市の状況
- 第5章 将来都市構造の基本的な考え方

第2部 重点戦略 ～のびのびシティ さいたま市戦略～

- ### 第3部 分野別計画
- 第1章 環境・アメニティの分野
 - 第2章 健康・福祉の分野
 - 第3章 教育・文化・スポーツの分野
 - 第4章 都市基盤・交通の分野
 - 第5章 産業・経済の分野
 - 第6章 安全・生活基盤の分野
 - 第7章 交流・コミュニティの分野

第4部 各区の将来像

第5部 計画推進の基本的な考え方

- 第1章 市民と行政の協働
- 第2章 将来を見据えた行財政運営

後期基本計画実施計画

第1編 後期基本計画実施計画の策定に 当たって

- 第1章 後期基本計画実施計画の目的と期間
- 第2章 後期基本計画実施計画の構成
- 第3章 後期基本計画実施計画の進行管理
の考え方

第2編 重点戦略の推進の考え方

第3編 実施計画事業（注）

- 第1章 環境・アメニティの分野（18事業）
 - 第2章 健康・福祉の分野（53事業）
 - 第3章 教育・文化・スポーツの分野（42事業）
 - 第4章 都市基盤・交通の分野（35事業）
 - 第5章 産業・経済の分野（32事業）
 - 第6章 安全・生活基盤の分野（34事業）
 - 第7章 交流・コミュニティの分野（22事業）
- （合計事業数 236事業）

注1：（）は各章の事業数（再掲事業を含む）。

2：再掲事業を除く総事業数は196事業。

3：第3編実施計画事業の担当課は、平成26年
4月1日の組織名です。

第3章 後期基本計画実施計画の進行管理の考え方

- 本市が目指す将来都市像の実現のためには、計画を策定するだけでなく、いかに進行管理を行い、効果的かつ効率的に推進していくかが重要であり、不断の努力が求められます。そのため、実施計画の進行管理に当たっては、次のポイントを踏まえて取り組みます。

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

- ・社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するため、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行い、各事業の継続的な改善・見直しを検討し、弾力的な運用を図ります。
- ・また、計画に記載していない事業についても、必要性及び緊急性を吟味した上で推進します。

(2) 進捗状況の公表

- ・計画の推進について透明性の確保を図るため、毎年度、計画の進捗状況や課題を把握し、公表します。

(3) 後期基本計画「第5部 計画推進の基本的な考え方」を踏まえた事業の推進

- ・後期基本計画「第5部 計画推進の基本的な考え方」の「第1章 市民と行政の協働」及び「第2章 将来を見据えた行財政運営」を踏まえて、各事業を推進します。

後期基本計画

第5部 計画推進の基本的な考え方

〔第1章 市民と行政の協働

〔第2章 将来を見据えた行財政運営
を踏まえて事業を推進

実施計画のPDCAサイクル

平成 25 年度

Plan (計画)

■実施計画の策定

各年度

Do (事業実施)

■実施計画事業を効果的・効率的に推進します。

各年度

Check (点検)

■事業の進捗状況や課題を把握し、その結果を公表します。

各年度

Action (見直し・改善)

■事業の進捗状況や課題、社会経済情勢や市民ニーズを踏まえて、推進方策の改善・見直し等を検討します。

各年度

Plan (計画)

■事業の今後の推進方策を決め、予算編成や推進体制の整備等を行います。